

鳥取縣公報

告示

◆鳥取縣告示第二十二号
当せん金附証票の発売に關し、当せん金附証票法（昭和二十三年法律第百四十四号）第八條第一項の規定により
次のように定める。

昭和二十四年一月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第一回鳥取縣復興寶くじ

一名 称 第一回鳥取縣復興寶くじ

二 受託銀行 日本勸業銀行

三、発売の數及 六十万通、一千二百万円
び 金額

四、証票金額 二十円

五、発売期間 昭和二十四年一月一日から同年二月二十八日まで

六、抽せん期日 昭和二十四年三月五日
七、当せん金品 昭和二十四年三月十日
支拂(交付)
開始期日

八、当せん金品

(一) 当せん獎金

本書ノ大キサハ固定規格▲列5

等級	当せん獎金	当せん本數
一 等	三〇〇、〇〇〇円	一
二 等	一〇〇、〇〇〇	二
三 等	三〇、〇〇〇	三
四 等	一〇、〇〇〇	四
五 等	五〇、〇〇〇	五
六 等	二〇、〇〇〇	六
七 等	一〇、〇〇〇	七
八 等	五〇、〇〇〇	八

00631

九等

一〇

二四六、六七八

二

(二) 当せん獎品

等級

当せん獎品
當せん本數

A賞	ミシン	一台
B賞	自轉車	一台
C賞	洋服地	一着分
D賞	タイヤ	一台分
E賞	チューブ	一台分
F賞	地下足袋	二足
計		六〇〇
		七二六

九、注意事項

(一) 受託銀行から直接に購入した者又はその相続人その他の一般承繼人以外の者は当せん金品を受領でききない。

(二) 証票の轉売はできない。

昭和二十四年一月十四日印

鳥取縣公報

〔昭和二十四年四月十五日〕

行 庫
鳥取縣島坂市東町
印 刷
鳥取縣島坂市東町
編 著
鳥取縣島坂市東町
所

00634

鳥取縣公報

條例

昭和十四年一月十四日
号外 金曜日

◆鳥取縣條例第一號

勞働部設置條例を次のように定める。

昭和二十四年一月十四日

鳥取縣知事 西尾愛治

勞働部設置條例

地方自治法第百五十八條第三項の規定により勞働部を設ける

附則

この條例は公布の日からこれを施行する。